

現場説明書

- 1 工事名称 坂戸保育園改築工事
- 2 発注者 埼玉県坂戸市大字石井2327番地6
社会福祉法人 坂戸市社会福祉協議会 会長 新井 勇
- 3 工事場所 埼玉県坂戸市元町21番13号
- 4 工事概要 (1) 旧園舎解体工事
ア 建築物の解体 一式
イ 上記に伴う電気設備、機械設備の解体 一式
ウ 工作物、囲壁の解体 一式
《解体建物の概要》
 - a 解体建物1 用途 保育園（本体建物）
構造 木造・平屋建て
延床面積 498.5平方メートル
 - b 解体建物2 用途 保育園（給食室棟）
構造 鉄骨造・平屋建て
延床面積 191.1平方メートル
 - c 解体建物3 用途 保育園（離れ）
構造 木造・平屋建て
延床面積 47.0平方メートル(2) その他上記に付属する建物、工作物 一式
(3) 新園舎新築工事 木造平屋建て・延床面積
996.83平方メートル
ア 建築工事（本体工事、外構工事） 一式
イ 電気設備工事 一式
ウ 機械設備工事 一式
- 5 貸与図書 (内訳)
 - (1) 現場説明書（4頁）
 - (2) 設計図面（218枚：表紙含む）
 - (3) 工事仕様書（209頁：表紙含む）※ 工事仕様書に記載の数量等は参考数量であるので、現場説明書並びに設計図面を基に各社独自に数量等を算出すること。
- 6 工事範囲 設計図書に記載の工事一式
- 7 工期 契約締結日から令和6年3月22日まで
- 8 配置技術者の専任義務および現場代理人の常駐義務を緩和する期間

契約締結日から施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置や仮設工事等が開始されるまでの期間）

- 9 連絡事項
- (1) 坂戸保育園は、社会福祉法人坂戸市社会福祉協議会（以下「社協」という。）と坂戸市（以下「市」という。）による公私連携型保育所であるため、工事に関する打合せについては市も同席する。
 - (2) 本工事は、都市計画法第29条の開発許可による工事であるため、既存建物を解体後速やかに敷地の全周について境界杭又は仮境界杭を設置し、同法第37条の公告前の建築等の承認申請を行ってから新園舎建設工事に着手すること。
 - (3) 本契約締結後、直ちに社協及び市と仮設計画及び工事の工程についての打合せを実施し、仮設計画については、隣接する住居や通行人の安全を考慮したものとし、工程管理についても万全を期すこと。
 - (4) 工事の施工に際しては、関係諸法令を遵守し、作業員の安全管理はもとより、近隣等への振動、騒音、粉塵についても十分配慮し作業を行うこと。
 - (5) 工事の着工にあたり、近隣住民等に対して工事の内容について十分に周知すること。
 - (6) 工事場所の周辺道路は坂戸小学校の通学路となっていることから、工事車両の通行に際しては十分注意すること。また、工事車両の通行に際しては、事前に道路管理者と協議を行うこと。
 - (7) 資材の搬入及び重機の回送など工事関係車両の入退場については、通行人の安全を確保するため、坂戸小学校の登下校時を極力避け、適宜、工事用出入口に交通誘導員を配置すること。
 - (8) 各種使用材料については資材・製造所等選定報告書により、監督員が承諾したものを使用すること。
 - (9) 揮発性物質（ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、スチレン、エチルベンゼン、可塑材等）の放散による室内環境等の悪化を低減するため、原則として、合板材、接着材、塗料についてはノンホルム製品を使用するなど、その他の材料についても揮発性物質の含有しない材料を選定使用すること。
 - (10) 工事材料の検査は、資材・製造所等選定報告書の中から監督

員が指定した材料とする。

- (11) 国土交通省が定める建設副産物適正処理推進要綱に準拠した建設副産物の処理を行い、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成22年法律第104号）に基づき、特定建設資材の分別解体等の実施、並びに特定建設資材廃棄物の再資源化を実施するとともに、必要に応じて関係行政庁への届出等を行うこと。また、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）等に基づき、再生資源利用（促進）計画書（実施書）を作成し、併せて工事登録証明書（建設副産物情報交換システム）を提出すること。
- (12) 資材については常に整理整頓し、危険防止に努め適正に管理すること。
- (13) 各種建設廃材については、関係法令に基づき適正に処理すること。
- (14) 各種提出書類については、所定の様式を使用すること。
- (15) 建設機械の選定については、排出ガス対策型及び低騒音・低振動型を使用するよう努めること。
- (16) 工期については、令和6年3月22日までであるが、工期内に完成検査が受けられるよう工程管理について万全を期すこと。
- (17) 本事業費の一部は林業・木材産業循環成長対策交付金を充当しているため、対象部分の工事については下記事項に注意すること。
 - ア 原則として、床面積1平米当たりの埼玉県産材使用量が0.18立方メートル以上であること。
 - イ 原則として、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、JAS製品を使用すること。また、梁材のうち半数以上については角材を活用した重ね梁を使用すること。
 - ウ 施設の整備中及び整備後に、県等と連携して地域住民等を対象に、施設の見学会等を行うとともに、木材利用の意義についての普及活動に協力すること。
 - エ 施設整備に使用する製材等については使用される製材等については、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号、以下「クリーンウッド法」という。）及び林野庁が定める木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインに準拠した「合法伐採木材」を

使用すること。その他製材等以外のクリーンウッド法の対象となっている木材等のうち交付対象の木材等についても、原則として「合法伐採木材等」を使用すること。

オ 施設の建設工事に携わる者（地域材の調達に携わる者）は、クリーンウッド法に規定される「登録木材関連事業者」とするよう努めること。

カ 埼玉県産材の使用を指定されている木材については、出荷証明書及び埼玉県産木材販売伝票を提出すること。